

令和元年度 第3回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

令和元年度第3回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和元年6月27日 14時00分	場 所	農村環境改善センター
出席委員	1 下河内 昭博 3 前田 榮子 5 山田 隆見 6 村上 浩司 7 田中 正彦 8 清水 正子 9 大段 幸雄		
欠席委員	2 中福 留美		
出席者 総 数	出席委員 7名 欠席委員 1名		
その他 出席者	事務局長 泊野 秀三 書 記 寺西 修 書 記 奥原 芽衣 書 記 大松 義彦		
議事録 署名委員	5 山田 隆見 6 村上 浩司		
提出議題	議事  議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第12号 非農地証明の申請について 議案第13号 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について 議案第14号 農用地利用集積計画の決定について 議案第15号 農用地利用集積計画の決定について  協議事項 ・令和元年度江田島市農作業労賃について ・農地利用状況調査について ・農地等相談会の結果について		

## 令和元年度第3回江田島市農業委員会総会次第

### 1 開 会

寺西書記 定刻になりましたので、只今から令和元年度第3回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は8名中欠席者数1名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することをご報告いたします。

また、議事録作成のため、本会議を録音しますこととお知らせします。また、本日お配りしている議案等に修正がありましたことについてお詫び申し上げます。

それでは、最初に会長がご挨拶申し上げます。

議長 みなさん、こんにちは。昨日、広島県農業会議の会長会議があつて、広島文化交流会館に行ってきました。内容としては、総会で年度のやり方等について話して来ましたが、例年予算が減ってきているという印象でした。やはり担い手について活動していかなければならないということでしたが、担い手自体がないということもありますので、どうしても難しい部分があります。また、天気にしても、ようやく雨が降り始めましたが、集中豪雨にならなければいいと思います。今日は議案の量が多いようですが、みなさんよろしくお願ひします。

### 2 議事録署名者の指名について

寺西書記 それでは、日程第2の議事録署名者の指名でございますが、本日の議事録署名者につきましては5番の山田委員と6番の村上委員を指名させていただきます。なお書記に泊野事務局長、寺西書記、奥原書記、久保書記、大松書記を指名いたします。

### 3 諸 報 告

議長 それでは、日程第3の諸報告ですが、事務局の方から何かありますか。

寺西書記 特にありません。

会長 それでは、日程第4の議案第10号農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明してもらいます。

寺西書記 番号1。譲渡人、●●●●。住所、沖美町\_\_\_\_\_。譲受人、▲▲▲▲。住所、沖美町\_\_\_\_\_。所在地、大柿町大原\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、810㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、555㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「居住地及びオリーブの栽培地を求めていたため、譲り受ける」ということでした。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。中福さんが欠席なので、事務局の方から説明をお願いします。

寺西書記 はい。こちらの方は、事務局と、本日欠席されている中福委員と、小松農地利用最適化推進委員と確認に行きました。現状として、宅地の周りで耕作をされるという形になっており、オリーブを栽培される準備もしておられました。写真を見ていただきますと、少し荒れている状態になるんですけども、今から家の周りも含めて栽培されます。資料の2ページをご覧ください。家の周りについては防草シートが貼られておりますので、そこをはがして行うのと、高いところについては、今から草を刈りますということでした。これからの耕作については問題ないと思われま

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 無いということですので、1番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事でございますので、許可とします。次をお願いします。

寺西書記 続きまして、番号2。贈与人、●●●●。住所、廿日市市\_\_\_\_\_。受贈人、▲▲▲▲。住所、能美町\_\_\_\_\_。所在地、能美町鹿川\_\_\_\_\_。地番、○○番○。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、3,391㎡。

申請理由は贈与で、受贈人は「自身の耕作地に隣接しており、利便性が高いため、受贈する」ということでした。

以上のことから、これらの申請は適正であると思います。ご審議をお願いします。

議長 この2番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美の田中です。今、事務局の言われる通り、間違いございません。よろしくをお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 無いということですので、この2番の案件につきまして許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事ですので、許可とします。次をお願いします。

寺西書記 番号3と番号4は関連した案件ですので、続けて説明させていただきます。  
番号3。贈与人、●●●●。住所、広島市\_\_\_\_\_。受贈人、▲▲▲▲。住所、江田島町\_\_\_\_\_。所在地、江田島町切串\_\_\_\_\_。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、609㎡。  
申請理由は贈与で、受贈人は「贈与人の希望により、受贈する」ということでした。  
続きまして、番号4。貸人、■●●■。住所、江田島町\_\_\_\_\_。借人、▲▲▲▲。住所、江田島町\_\_\_\_\_。所在地、江田島町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、332㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに田。面積、86㎡。  
申請理由は使用貸借で、借人は「受贈する農地の管理及び当該地の管理のため使用权を設定する」ということでした。  
以上のことから、これらの申請は適正であると思います。ご審議をお願いします。

議長 この3番と4番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

山田委員 江田島町の農業委員の山田です。この申請の現地確認を、6月18日に行っております。推進委員の島本さん、事務局と、私で行って来ました。現状については、まず、チェックシートの写真を見ていただけたらと思います。1つの畑は、これから管理すれば、野菜などもすぐに受け付けることが出来る状態です。もう1つは、■●さんの申請ですが、今年の豪雨災害で土砂崩れになって、木があつたり、石があつたりする状況になっています。どうするのだろうか、と心配していたんですが、推進委員の島本さんから、そちらの方に伺ったら、申請者の方が非常に農業をしっかりとやられる方なので、大丈夫だろう、という話になりました。また、現地に野菜を植えるだけなら、そこまで完全に整備しなくてもいいと思います。

議長 ご意見、ご質問はございますか。

委員 異議無しの声あり。

議長 無いということでございますので、この3番と4番の案件につきまして許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事ですので、許可とします。次をお願いします。

寺西書記 番号5と番号6は関連した案件ですので、続けて説明させていただきます。番号5。譲渡人、●●●●。住所、廿日市市\_\_\_\_\_。譲受人、▲▲▲▲。住所、大柿町\_\_\_\_\_。所在地、大柿町大原\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、310㎡。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、268㎡。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、555㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「近隣の宅地と併せて購入するため、譲り受ける」ということでした。

続きまして、番号6。譲渡人、■●●■。住所、広島市\_\_\_\_\_。譲受人、▲▲▲▲。住所、大柿町\_\_\_\_\_。所在地、沖美町是長\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、115㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「自給作物栽培のため、譲り受ける」ということでした。

以上のことから、これらの申請は適正であると思います。ご審議をお願いします。

議長 この5番と6番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。6番は、是長なので、下河内委員さんからお願いします。

下河内委員 沖美町の下河内です。内容は、ともに間違いありませんので、よろしくをお願いします。

寺西書記 もう一件は、本日は現場に行かれた中福委員さんが欠席の為、事務局の方から説明させていただきます。チェックシートの10ページの写真をご覧ください。写真を見ていただいたらお墓が建っているようになっているんですけども、今まででは申請の前に畑と墓を分筆していただき、申請して頂く形をとっていたのですが、今回はこの申請を受けている段階でお墓を撤去する段取りをしておられました。また、分筆してもお墓だけ残していくのも難しいということと、宅地も含めて取引が進んでいる段階であったため、今回は、お墓があるという状態での写真となっておりますけれども、まもなくお墓を撤去すると伺っておりますので、今回の申請を受けました。譲受人の方にも確認したところ、墓がどいた部分も含めて農機具置き場にしたいということで、耕作するというふうにご伺っておりますので、間違いなく耕作する意は確認できており、問題ないと思います。

議長 他に、ご意見、ご質問はございますか。

委員 異議無しの声あり。

議長 無いということですので、この5番と6番の案件につきまして許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事ですので、許可とします。次をお願いします。

寺西書記 番号7と番号8は関連した案件ですので、続けて説明させていただきます。  
番号7。譲渡人、●●●●。住所、広島市\_\_\_\_\_。譲受人、▲▲▲▲。住所、能美町\_\_\_\_\_。所在地、能美町中町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、467㎡。  
申請理由は譲渡で、譲受人は「近隣の宅地と併せて購入するため、譲り受ける」ということでした。  
続きまして、番号8。貸人、■●■■。住所、能美町\_\_\_\_\_。借人、▲▲▲▲。住所、能美町\_\_\_\_\_。所在地、能美町中町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番。地目、台帳、田、現況、畑。面積、607㎡。  
使用貸借で、借人は「隣接する居宅周辺の維持管理のため使用权を設定する」ということでした。  
以上のことから、これらの申請は適正であると思います。ご審議をお願いします。

議長 この7番と8番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美の田中です。今事務局が言われたとおり、間違いございません。よろしくをお願いします。

議長 ご意見、ご質問はございますか。

委員 異議無しの声あり。

議長 無いということですので、この7番と8番の案件につきまして許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事ですので、許可とします。次をお願いします。

いします。

寺西書記 番号9。譲渡人、●●●●。住所、沖美町\_\_\_\_\_。譲受人、▲▲▲▲。住所、沖美町\_\_\_\_\_。所在地、沖美町是長\_\_\_\_\_。地番、〇〇番地〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、170 m<sup>2</sup>。

申請理由は譲渡で、譲受人は「耕作に便利なところにあるため、譲り受ける」ということでした。

議長 この9番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

下河内委員 沖の下河内です。事務局の言う内容で間違いありませんので、よろしく願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 無いということですので、9番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事でございますので、許可といたします。次をお願いします。

寺西書記 番号10。譲渡人、●●●●。住所、大柿町\_\_\_\_\_。譲受人、▲▲▲▲。住所、呉市\_\_\_\_\_。所在地、大柿町大原\_\_\_\_\_。地番、〇〇番。地目、台帳。田、現況、畑。面積、1,271 m<sup>2</sup>。

申請理由は譲渡で、譲受人は「近隣でオリーブを栽培しており、規模拡大のため、譲り受ける」ということでした。

議長 この10番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。中福委員が欠席のため、事務局からお願いします。

寺西書記 はい。現地は先月3条申請があった場所の近くになりますが、オリーブ株式会社によって申請が出されたものです。耕作できる状況にあり、問題ないのではないかと思います。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 異議無しの声あり。



議長 無いということですので、10 番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事でございますので、許可とします。以上で3条の審議を終わりました、議案第11号の農地法4条の許可申請について、事務局から説明してもらいます。

寺西書記 番号1、申請人、●●●●。住所、呉市\_\_\_\_\_。所在地、沖美町岡大王\_\_\_\_\_。地番、〇〇番。地目、台帳、畑。現況、資材置場。面積、359㎡。地番、〇〇番。地目、台帳、田。現況、資材置場。面積、1,662㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、資材置場。面積、198㎡。

申請理由は「隣接土地に建築している工場の資材置き場として利用していたが、この度会社名義に移転登記するにあたり、当該地が農地であることが判明したため、適正な地目に変更するため、顛末書を添付の上、申請する」ということでした。既に資材置き場として活用中の案件です。

ご審議をお願いします。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

下河内委員 沖の下河内です。事務局の言う内容で間違いありませんので、よろしく願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 無いということですので、この10番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事ですので、許可とします。次をお願いします。

寺西書記 追認の案件です。番号2。申請人●●●●。住所、広島市\_\_\_\_\_。所在地、能美町高田\_\_\_\_\_。地番、〇〇番。地目、台帳、畑。現況、墓地。面積、371㎡。

申請理由は「相続により当該地を取得したが、この度移転登記をするにあたり、当該地が農地であることが判明したため、適正な地目に変更するため、顛末書を添付の上、申請する」ということでした。

本来であれば墓石を設置する最小限度の面積での申請となるところですが、実際にはすでに当該地一帯に墓石は設置されていますので、最小限の農地を残して分筆することは困難なため、一筆での申請となっております。

ご審議をお願いします。

議長 この2番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美の田中です。事務局の言われた通り、間違いございません。よろしくお願ひします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 無いということですので、この2番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり

議長 全員許可することに異議が無いという事ですので、許可とします。以上で4条の審議を終わりました、議案第12号の農地法5条の許可申請について、事務局から説明してもらいます。

寺西書記 番号1、譲渡人、●●●●。住所、広島市\_\_\_\_\_。譲受人、▲▲▲▲。住所、能美町\_\_\_\_\_。所在地、能美町高田\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇の一部。地目、台帳、畑。現況、雑種地。面積、414㎡のうち39㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「自己居住用住宅を建築のため農地法第5条の規定により、平成31年4月26日付指令江農委第11号で許可を受けた後、当該土地を改めて測量をしたところ、造成していた位置の誤りが発覚した。該当部分を譲り受ける必要が生じたため、顛末書を添付の上、申請する」ということでした。

ご審議をお願いします。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美の田中です。事務局の言われた通り、間違いございません。よろしくお願ひします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 無いということですので、この1番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事ですので、許可とします。次をお願いします。

寺西書記 番号2。譲渡人、●●●●。住所、廿日市市\_\_\_\_\_。譲受人、▲▲▲▲。住所、大柿町\_\_\_\_\_。所在地、大柿町大原\_\_\_\_\_。地番、〇〇番。地目、台帳、畑。現況、宅地。面積、153㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「近隣の宅地と併せて購入するため、譲り受ける」ということでした。議案第10号の5番及び6番でご審議いただいた件と関連する案件です。

ご審議をお願いします。

議長 この2番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。中福さんが欠席ですので、事務局から説明をお願いします。

寺西書記 はい。本申請はさきほど審議をしました、3条の5番と6番の申請と関連したものになります。譲受人は先ほどの畑と併せてこの宅地を購入する契約となっておりましたが、現地の登記が農地のままであり、きちんと登記変更がなされていなかったため、名義変更と併せて登記を変えられるために申請されました。本来の手続きを踏んでいただくということで、追認という形で、許可することについて問題ないと判断しております。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 無いということですので、この2番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事ですので、許可とします。次をお願いします。

寺西書記 続きまして、番号3。譲渡人、●●●●。住所、広島市\_\_\_\_\_。譲受人、▲▲▲▲。住所、能美町\_\_\_\_\_。所在地、能美町高田\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、宅地。面積、97㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「平成5年頃から当該地を借り受けて建物を建

築していたが、この度所有権を移転するにあたり農地であることが判明したため、顛末書を添付の上、申請する」ということでした。

ご審議をお願いします。

議長 この3番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美の田中です。今事務局が言われた通り、間違いございません。よろしくをお願いします。

議長 他にご意見、ご質問はありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 無いようでしたら、この3番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事ですので、許可とします。以上で5条の審議を終わります。議案第13号の非農地証明の申請について、事務局から説明してもらいます。

寺西書記 番号1。申請人住所、廿日市市\_\_\_\_\_。氏名、●●●●。所在地、能美町鹿川\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、山林。面積、6,101㎡。

申請理由は、「平成元年頃まで両親がかんきつの栽培を行っていたが、高齢となつてからは耕作をしないまま現在に至っており、雑木林になっている」ということでした。地目変更のため申請するものです。6月4日に、大段会長、大越推進委員、奥原書記、寺西で現地確認を行いました。

ご審議をお願いします。

議長 この案件について、農業委員さんの意見を伺いたいと思います。  
これは私が行った案件でもあるのですが、現地を見たうえ、問題ないと考えられます。

他にご意見、ご質問はありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 無いようでしたら、この案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員異議が無いと言う事ですので、許可とします。次をお願いします。

寺西書記 番号 2。申請人住所、安芸郡府中町\_\_\_\_\_。氏名、●●●●。所在地、沖美町是長\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、山林。面積、114 m<sup>2</sup>。

申請理由は、「当該申請地は道路沿いにあるものの、市外在住のため次第に耕作をしなくなり、平成 15 年頃から耕作をしないまま現在に至り、雑木林になっている」ということでした。地目変更のため申請するものです。6 月 4 日に、大段会長、下河内委員、西中推進委員、奥原書記、寺西で現地確認を行いました。

ご審議をお願いします。

議長 この案件について、農業委員さんの意見を伺いたいと思います。他にご意見、ご質問はありませんか。

こちら私も私が現地確認をしましたが、非農地として許可することに問題ないと判断します。

委員 異議無しの声あり。

議長 無いようでしたら、この案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員異議が無いと言う事ですので、許可とします。次をお願いします。

寺西書記 番号 3。申請人住所、広島市\_\_\_\_\_。氏名、●●●●。能美町高田\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、山林。面積、373 m<sup>2</sup>。

申請理由は、「市外在住であり、帰省して当該地を耕作していたが、平成 27 年ごろから次第に耕作をしなくなり、周囲の山林から竹木等が生え耕作困難となり現在に至り、雑木林になっている」ということでした。地目変更のため申請するものです。6 月 4 日に、大段会長、田中委員、奥原書記、寺西で現地確認を行いました。

ご審議をお願いします。

議長 この案件について、農業委員さんの意見を伺いたいと思います。こちらについても現地を確認しましたが、許可することに問題ないと思われます。

他にご意見、ご質問はありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 無いようでしたら、この案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員異議が無いと言う事ですので、許可とします。  
以上で非農地証明申請の審議を終わりました、議案第 14 号の農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明してもらいます。

寺西書記 お手許にお配りしている集積計画の現地写真も併せてご覧ください。  
番号 1。利用権を設定する農用地、所在地、江田島町幸ノ浦\_\_\_\_\_。現況地目、畑。面積、1,117 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者。住所、氏名。江田島町\_\_\_\_、●●●●。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所、氏名、沖美町\_\_\_\_、▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権。利用権の内容、果樹。始期、令和元年 7 月 1 日。終期、令和 10 年 6 月 30 日。借賃、年、10,000 円。借賃の支払い方法、現金。期間は 9 年です。新規の案件です。  
続きまして、番号 2、利用権を設定する農用地、所在地、江田島町\_\_\_\_\_。現況地目、畑。面積、1,476 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者。住所、氏名。江田島町\_\_\_\_\_。■ ■ ■ ■。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所、氏名、江田島町\_\_\_\_、◆ ◆ ◆ ◆。設定する利用権、利用権の種類、使用貸借権。利用権の内容、果樹。始期、令和元年 7 月 1 日。終期、令和 7 年 6 月 30 日。借賃、及び借賃の支払い方法、なし。期間は 6 年です。新規の案件です。  
以上で説明を終わります。

議長 この案件について、皆さんの意見を伺いたいと思います。他にご意見、ご質問はありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 無いようでしたら、この計画について、決定することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員異議が無いと言う事ですので、決定とします。以上で農用地利用集積計画の決定についてを終わりました、議案第 15 号の下限面積（別段面積）の設定について、事務局から説明してもらいます。

寺西書記 農業委員会は、毎年、下限面積（別段面積）の設定又は修正の必要について審議することになっています。江田島市では、平成 29 年度に下限面積を 20 アールから 10 アールに変更しました。  
本市においては、農地の状況に大きな変化がないため、江田島市全域の下限面積 10 アールについて、変更を行わないことを提案します。参考に、59 ページに県内各市町の一覧表を付けておりますのでご覧ください。

議長 この案件につきまして、みなさんの意見を伺いたいと思います。他にご意見、ご質問はありませんか。

寺西書記 空き家つき農地の下限面積については、これから協議を始めたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長 無いようでしたら、この案件について、決定することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員異議が無いと言う事ですので、決定とします。以上で下限面積（別段面積）の設定についてを終わります。

## 5 協 議 事 項

議長 続きまして、日程第5の協議事項に入ります。事務局から何かありますか。

寺西書記

- ・令和元年度江田島市農作業労賃について
- ・農地利用状況調査について
- ・農地等相談会の結果について

## 6 そ の 他

議長 他に何かございますか。無いようでしたら、本日の総会はこれで終了します。